

千葉県告示第 173 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第 51 条第 1 項の規定により告示します。

令和 3 年 3 月 22 日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
短期入所 千葉園生町 千葉県千葉市稲毛区 園生町 1279-1	ソーシャルインクルー 株式会社 東京都品川区南大井 6-25-3 渡邊 智成	令和 3 年 4 月 1 日	1210105043	短期入所	1